

定住自立圏の形成に関する協定書



旭川市（以下「甲」という。）と比布町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、これらの表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに別表第1から別表第3まで及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。



この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

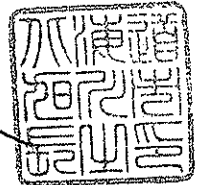
平成22年10月1日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

西川将人



上川郡比布町北町1丁目2番1号

乙 比布町

比布町長

伊藤喜代志



別表第1（第3条関係）

ア 医療

二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を維持確保する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
小児救急医療の連携	取組の内容	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を維持確保する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を実施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

イ 福祉

こども緊急さぼねっと事業の推進	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動を共同で実施する。
	甲の役割	圏域を代表して事業をNPO法人に委託する。
	乙の役割	甲に対し、応分の経費を負担する。
障害者相談事業	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、旭川市障害者総合相談支援センターに障害者等からの困難事案の相談等に対応する専門職員を共同配置し、圏域の相談支援体制の充実・強化を図るとともに、圏域各市町のネットワーク構築を進める。
	甲の役割	旭川市障害者総合相談支援センターに共同配置による専門職員を増員し、圏域内の障害者等からの困難事案の相談支援業務等を行う。
	乙の役割	障害者等からの軽易な相談支援業務を行い、困難事案の相談等については、旭川市障害者総合相談支援センターに共同配置する専門職員を活用するとともに、専門職員の増員に係る応分の経費を負担する。
消費生活相談事業	取組の内容	圏域住民の消費生活の安定と向上を図るため、旭川市消費生活センターにおいて、商品やサービスの購入、契約、使用等に関する消費者からの苦情、問い合わせを受け付け、それぞれの相談内容に応じた専門相談機関の紹介、あっせん、情報提供等の適切な助言を行う。
	甲の役割	圏域住民に対し、旭川市消費生活センターによる消費

		生活相談及びあっせんを行う。
	乙の役割	軽易な相談への対応を行い、困難なケースについては甲に対応を委ねる。 当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

ウ 教育

高校・専門学校・大学における自治体連携	取組の内容	圏域住民の多様な生涯学習機会の拡充を図るため、甲の区域にある高等教育機関との連携による生涯学習講座の開設等の学習機会の提供、圏域各市町が実施する各種講座の相互情報提供を実施する。
	甲の役割	圏域全体の講座情報を集約し、乙及び甲の住民に情報を提供する。 生涯学習講座の開設や講師情報の提供等について、甲の区域にある高等教育機関等との連絡調整を行うとともに、生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲に講座情報を提供し、集約された圏域全体の講座情報を乙の住民に提供する。 生涯学習講座の実施や情報提供等について、応分の経費を負担する。
不登校児童生徒の受入機関の共同利用	取組の内容	圏域の学校教育環境の向上を図るため、甲において、不登校児童生徒の受入れを行う。
	甲の役割	圏域の不登校児童生徒を旭川市適応指導教室に受け入れ、相談、指導、保護者面談等の支援を行う。
	乙の役割	甲が設置、運営する旭川市適応指導教室を活用し、指導員増員等に係る応分の経費を負担する。
図書館相互のネットワーク化	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、各図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。
	乙の役割	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。

エ その他

広域下水道施設の共同使用	取組の内容	共同施設（処理場・ポンプ場・管渠）により、一括して汚水の処理を行う。
	甲の役割	共同施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出される汚水の処理を行う。
	乙の役割	共同施設の建設、管理運営、汚水処理等に対し、応分の経費を負担する。
消防防災体制の整備	取組の内容	圏域内の防災体制の連携、充実を図るため、防災計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。

	甲の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。 圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。
	乙の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。 甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。
公共施設の相互利用の促進	取組の内容	公共施設の効率的な利用を図るため、相互利用や利用情報の共有化を促進し、甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムを広域的に活用する。
	甲の役割	旭川市生涯学習情報提供システムを管理・運用し、乙から提供された情報を登録する。 甲の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 公共施設の利用情報や利用方法の共有化について、乙と連携して検討を行う。
	乙の役割	甲が管理・運用する旭川市生涯学習情報提供システムに登録情報を提供する。 乙の住民に対し、圏域の公共施設の利用案内等の情報を提供する。 公共施設の利用情報や利用方法の共有化について、甲と連携して検討を行う。
大雪山国立公園の世界自然遺産への登録活動事業	取組の内容	圏域の環境、景観を保全するため、大雪山国立公園の登山道整備やトイレ、避難小屋等の維持管理における関係機関への要請活動等の環境整備を進めるとともに、圏域住民へのPR活動をするなど、大雪山国立公園の世界自然遺産登録を目指した活動を共同して進める。
	甲の役割	大雪山国立公園の世界自然遺産登録に向けた圏域住民へのPR活動の実施に当たり、会場のあっせん、広報等の連絡調整を行う。
	乙の役割	環境整備事業や美化活動を実施するとともに、圏域の自然環境の魅力PR事業を実施する。
森林環境を活用した事業	取組の内容	圏域の豊かな森林資源の魅力を発信するため、森林の保全、整備を連携して実施する。
	甲の役割	森づくりの重要性についてのフォーラム等を開催するとともに、植樹・育樹活動を企画・実施する。 乙が行うフォーラム等の開催に当たり、会場のあっせん、広報等の連絡調整を行う。
	乙の役割	森づくりの重要性についてのフォーラム等を開催するとともに、植樹・育樹活動を企画・実施する。

別表第2（第3条関係）

ア 地域内外の住民との交流・移住促進

移住定住の促進	取組の内容	圏域への人口流入を促進するため、ホームページ等による移住定住の情報発信を行うとともに、移住定住の受入体制の充実にに向けた調査研究を行う。
	甲の役割	圏域全体の移住定住に関するPR活動等による情報発信を行う。 短期移住や季節移住体験等に対応できるよう調査研究を行う。
	乙の役割	甲と連携し、移住定住情報の共有に向けて取り組む。 豊かな自然、安全安心な食、イベント、農業体験メニュー等に関するPR活動の実施や情報発信について、連携して調査研究を行う。

別表第3（第3条関係）

ア 人材育成等

職員の相互人事交流	取組の内容	圏域内市町職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。
	甲の役割	職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。
	乙の役割	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。